

公開買付開始公告

各位

平成 18 年 1 月 16 日
東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号
株式会社ドン・キホーテ
代表取締役社長 成沢 潤治

株式会社ドン・キホーテ（以下「公開買付者」といいます。）は、証券取引法（以下「法」といいます。）による公開買付けを下記により行いますので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付けの目的

（1） はじめに

公開買付者による本公開買付けの目的は、「公開買付者と対象者の事業提携を強固なものとし、両者の企業価値を向上させること」にあります。具体的には、公開買付者と対象者との間で共同店舗（次世代型コンビニエンス・ストア）の開発などを通じて、今後予想される業界の垣根を超えた厳しい競争に対処し、新たな事業機会と収益拡大の可能性を追求するものであり、公開買付者は、スピード感をもってこれを実現するべく本公開買付けを実施するものであります。

（2） 詳細

① 当初株式取得段階

(i) 公開買付者の目的

公開買付者は「お客さま第一主義」を企業原理に、主たる事業をディスカウントストア事業として、「ドン・キホーテ」「パウ」「ピカソ」という 3 タイプの店舗名で、平成 18 年 1 月 16 日現在、全国で 115 店舗を展開しております。それぞれ独創的な店舗運営スタイルでお客様の高い支持を得ながら、「ドン・キホーテ」第 1 号店を出店して以来、15 期連続で増収増益を達成しております。

しかしながら、公開買付者は、お客さまの利便性の追求、低価格での商品提供の実現等をコンセプトとする次世代型コンビニエンス・ストアを目指して運営している小型店「ピカソ」の展開において、お客さまからの度重なる要請に応え、その価値を高めるためには、既存の商品構成や価格帯を一層充実させることに加えて、新たに弁当・惣菜・おにぎりなど、いわゆる「中食」のラインナップを強化することが必要であると従来より認識しておりました。

一方で、対象者は、中食業界の優良企業として、お持ち帰り惣菜・弁当店「オリジン弁当」などを経営し、平成 17 年 9 月 30 日現在、首都圏（1 都 3 県）に 633 店舗を展開しております。「食」を通じた「健康創造企業」の実現と豊かな生活づくりに貢献するという経営姿勢は、創業者である安澤英雄氏（故人）が掲げて以来、対象者に引き継がれておりますが、この姿勢は、まさに公開買付者が次世代型コンビニエンス・ストアにおける「食」の位置づけとして理想とする経営方針に合致するものであります。また、対象者は既に 24 時間営業による店舗展開を行っているなど、店舗営業時間に関しても公開買付者と合致した経営方針を有しており、両者が共同で店舗を展開していく上での親和性も高いと認められます。したがって、公開買付者は、両者間の事業提携を強化することにより、既存のコンビニエンス・ストアに充分対抗し、且つお客さまのニーズにより即した店舗展開をできると考えておりました。

このような背景から、対象者との事業提携を具体化するため、公開買付者は、平成 17 年 8 月、その代表取締役社長（現会長）安田隆夫とともに、対象者の創業者である安澤英雄氏のご遺族から株式を取得いたしました（公開買付者単独では、1,523,500 株、発行済株式総数に対する所有比率 8.63%、特別関係者の所有分を含めると発行済株式総数の 23.62%に相当する 4,170,298 株）。

(ii) 対象者のメリット

他方、対象者は、平成9年に店頭公開を果たした直後に、創業者の安澤英雄氏が「年商1,000億円、1,000店舗」を目指す旨を表明して以来、一貫してこれを経営目標として掲げており、このことは現在の対象者の中期経営計画においても2008年度（平成21年3月期）の達成目標として謳われております。公開買付者は、両者が共同で店舗展開し、事業提携を強化することは、かかる対象者の経営目標の実現に資するものと考えております。

公開買付者としては、対象者にとっても、この事業提携は、「ピカソ」と「オリジン弁当」の価値を融合させた出店により、対象者の単独出店の場合と比較して、出店に要する初期投資及び運営費用を削減できるほか、出店地域の拡大に伴うリスクなども限定されるため出店が容易となり、また「ピカソ」の集客力を活かすことも可能となるため、集客面における相乗効果も得られると考えております。さらに、対象者にとっての課題と考えられる注文を受けたあとの弁当調理に要する待ち時間も、「ピカソ」内での買い物に利用できるなど、対象者の店舗価値の増加に大いに貢献できるという自負があります。もちろん、公開買付者は、対象者が単独での出店を継続する方針を今後も尊重するものであり、両者の事業提携は対象者にとっての既存の事業計画の進捗と充分併存できるものと考えております。

すなわち、両者の事業提携はそれぞれの事業に相互に大きな変化を加えることなく、双方の特性をそのまま活かすことによって、互いに相乗効果を得ることができる極めて親和性の高い事業提携であります。

(iii) 公開買付者のスタンス

公開買付者としては、平成17年8月の段階では、対象者の既存事業の業績の推移が前記の中期経営計画を達成するに十分なものであり、且つ、公開買付者との事業提携についても、対象者の経営陣との協力体制のもと、前記の事業提携の方針に基づき早期に具体化することが可能であると判断しておりました。すなわち、経営陣の派遣等の必要性ではなく、また、公開買付者グループによる対象者の株式の保有比率としても、発行済株式総数の4分の1程度で十分であると認識していたことから、株式の買い増し等は考えておりませんでした。さらに、公開買付者としては、前記のとおり、創業者である安澤英雄氏が掲げて以来、対象者に引き継がれている、「食」を通じた「健康創造企業」の実現と豊かな生活づくりに貢献するという経営姿勢を尊重しており、今後もこれを遂行されていく対象者の経営者と従業員の方々に対して敬意を払うものであります。

なお、公開買付者の分析では、対象者が前記の中期経営計画に沿って事業を展開するに当たり資金調達が必要はないものと見込んでおりますが、今後、対象者において、中期経営計画の推進のための資金調達が合理的に必要な場合には、公開買付者としても対象者の発行する株式等の引受等を通じて対象者に対する資金提供を検討する用意があるところです。

② 提携交渉段階

(i) 公開買付者及び対象者にとってのスピードの重要性

7兆円を超えているといわれている市場規模のコンビニエンス・ストア業界も含む、公開買付者及び対象者を取り巻く市場において、次世代型コンビニエンス・ストアを事業化し、競争に打ち勝つために重要なことは、その商品構成及び提供価格もさることながら、スピードをもって相当数の店舗を展開していくことであります。

また、チェーン・ストア型の小売業においては、売上を増加させるためには店舗数の拡大が重要であります。そして、新たな店舗を出店して成功させるためには、その立地が極めて重要な要素であり、その確保を可能とするためのノウハウ、情報及び技術が必要となります。また、店舗立地を獲得する段階におきましては、それが優良な立地条件であればあるほど、他業種や他企業と競合することが必至となるため、有力な立地の開発・発見ができた場合には、出店を迅速に決定する必要があります。逆にこれができなければ、優良な立地への出店の機会を逸することとなり、利益を創造することもできなくなります。

言うなれば、次世代型コンビニエンス・ストアの事業化に当たっては、上記の二つの意味

での経営のスピード感、事業のクオリティを最大化させる武器であり、生命線でもあると公開買付者は考えております。

同様に、対象者にとっても店舗数の拡大や売上高の増加に向けた対策をこれまで以上のスピードをもって講じることが、対象者の中期経営計画の達成に大きく貢献するものと考えています。

(ii) 提携交渉の進捗状況

公開買付者としては、前記のような両者の事業展開にとってのスピードの重要性を考慮し、両者の特長を活かした次世代型コンビニエンス・ストアを、平成 18 年 6 月までに、新たな店舗名のもとで 10 店舗を実験店として出店し、さらに同年 7 月以降は、1 ヶ月に 10 店舗程度の出店を可能とする体制を構築することを、対象者との事業提携における当面の目標として考えておりました。

しかしながら、これまでの提携交渉の進捗からすると、両者の提携は「ピカソ」内に「オリジン弁当」がテナントとして出店する形態にとどまっており、平成 18 年 6 月までに当初期待していた通りの形態の実験店（次世代型コンビニエンス・ストア）を出店することに全く目処が立っていないなど、両者の事業展開を成功に導く上で必要な条件であるスピードが決定的に不足していると言わざるを得ない状況であります。公開買付者は、両者の事業提携が十分な成果を挙げるためには、対象者の経営陣との協力のもと、事業提携の内容を具体化していくスピードを早めるための体制を構築することが必要であると考えております。

(iii) 進捗状況に対する懸念

前記のとおり、次世代型コンビニエンス・ストアを事業化し、競争に打ち勝つためには、スピードをもって相当数の店舗を展開していくことが必要であるところ、公開買付者としては、前記のような提携交渉の進捗状況のままでは、十分な成果を挙げるできないとの懸念を抱くようになりました。

また、公開買付者としては、一株主としての立場からも対象者の既存事業の業績の推移を注視しておりますが、現在のところ、対象者が前記の中期経営計画にある「2008 年度（平成 21 年 3 月期）に年商 1,000 億円、1,000 店舗」という目標を達成するためには、その事業展開を大幅に加速することが必要であると考えております。

すなわち、対象者の近年の店舗数の増加ペース（平成 15 年 3 月期末で 462 店（期中純増 89 店）、平成 16 年 3 月期末で 548 店（期中純増 86 店）、平成 17 年 3 月期末で 604 店（期中純増 56 店）、平成 17 年 9 月中間期末で 663 店（半期純増 29 店））を検証する限りにおいては、対象者が中期経営計画における出店目標を達成するためには、更なる努力が必要な状況にあると考えられます。また、対象者の直近 4 年間の 1 店舗あたりの売上高は 7,000 万円台後半にとどまっており、さらに、平成 17 年 11 月 7 日には当期（平成 18 年 3 月期）業績の下方修正を行っていることから、対象者が中期経営計画における収益目標を達成するためには、出店ペースを早めるとともに、集客を増やすなどして売上高を増加させることが必要であると考えられます。この点、公開買付者としては、中期経営計画の達成に向けた対象者の経営陣の取り組みに対し、協力を惜しむものではありません。

③ 本公開買付けの決定

公開買付者は、以上のような経緯から、両者による事業提携をよりスピードをもって積極的に推進する必要性を強く認識するに至りました。

公開買付者としては、従来の対象者の単独展開では出店が困難であった地域、路線及び物件についても、公開買付者からのノウハウ、情報及び技術などの提供、又は、対象者とのノウハウ等の共有化を行うなど、対象者との事業提携を推進していくことにより、対象者の出店数及び売上高のいずれについても、前記の中期経営計画の達成により近づけることが可能であると考えております。すなわち、対象者にとって、公開買付者との事業提携の強化は、

他社の経営資源を利用しながら、自社のオペレーションをほとんど変更することなく、事業価値をスピードをもって拡大するための近道となり得ると考える次第です。

今後予想される業界の垣根を超えた厳しい競争に勝ち残っていくためには、新しい時代の新しいビジネスモデルである次世代型コンビニエンス・ストアの事業化とその成功を目指し、両者が一体となって、スピード感をもって事業提携を展開していくことが肝要であると考えております。

公開買付者は、その株主への責務を果たすために対象者との提携交渉の進捗に鑑み、公開買付者が保有している対象者の株式の処分による対象者との事業提携からの撤退又は対象者の株式の買い増しによる事業提携の推進という選択肢を熟慮した結果、両者の事業提携を強化するために、取締役の派遣などを含めて、対象者の経営へのコミットメントを高めることを選択し、本公開買付けの実施を決断するに至りました。

本公開買付けが成功した暁には、公開買付者は最大の株主として、またパートナーとして、対象者に対して取締役を派遣して両者の事業提携を強化し、安澤英雄氏が掲げて以来、対象者に引き継がれている「食」を通じた「健康創造企業」の実現と豊かな生活づくりに貢献するという経営姿勢を尊重しつつ、対象者の経営陣との協力のもと、スピード感のある事業の遂行に貢献してまいります。そして、公開買付者のノウハウ、情報及び技術を提供し、一方で対象者とのノウハウ等の共有化を行うことにより、公開買付者及び対象者の企業価値の最大化を目指すものであります。

以上のとおり、公開買付者としては、本公開買付けの成功は、公開買付者及び対象者の企業価値の向上に資するだけでなく、株主のみならず、お客さまをはじめ、両者の従業員、取引先のほか、すべてのステークホルダーの利益向上につながるものであると考えております。

本公開買付けは、対象者の発行済株式総数の約 33.4%から約 51.2%に相当する株式の保有を目指し、本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおける買付価格 2,800 円は、対象者の普通株式の過去 3 ヶ月間（平成 17 年 10 月 14 日から平成 18 年 1 月 13 日まで）の東京証券取引所における終値の平均（1,973 円）に約 41.9%のプレミアムを加えた価格となっております。

なお、本公開買付けの終了後も、公開買付者としては、対象者の上場は引き続き維持する方針です。

2. 公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称 オリジン東秀株式会社
- (2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式
- (3) 買付け等の期間 平成 18 年 1 月 16 日（月曜日）から
（公開買付期間） 平成 18 年 2 月 9 日（木曜日）まで
- (4) 買付け等の価格 1 株につき 2,800 円
- (5) 買付予定の株券等の数 買付予定総数 3,580,900 株
（買付予定数 437,300 株、超過予定数 3,143,600 株）
- (6) 買付予定の株券に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合
20.37%

（注 1）対象者の総株主の議決権の数は、対象者が平成 17 年 12 月 20 日に提出した第 40 期中半期報告書に記載された総株主の議決権個数（175,807 個）として算定しています。

（注 2）上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下同様です。

- (7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者 11.93%	特別関係者 19.13%	合計 31.06%
--------------	--------------	-----------

- (8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者 32.30%	特別関係者 19.13%	合計 51.43%
--------------	--------------	-----------

(注1) 買付け等の後における公開買付者の所有にかかる株券等所有割合は、買付予定総数を元に算出したものです。

(9) 応募の方法及び場所

② 公開買付代理人の東京支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券を添えて、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日の15時までに応募してください。なお、公開買付代理人は、株券を株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）を通じた振替のみで受け付けをし、郵送等による株式券面での受け付けを致しません。なお、振替に関して取次証券会社等で手数料が徴収される場合は応募株主等の負担となります。応募の際にはご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類が必要になる場合があります。

(11) 決済の開始日 平成18年2月17日（金曜日）

合は、当該取次証券会社の保管振替機構の口座）を通じて、振替によって返還します。当該株券が応募の時点において公開買付代理人を通じて保管振替機構により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

(イ) 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株数の総数が買付予定数（437,300 株）に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行いません。応募株券の総数が買付予定総数（3,580,900 株）を越えるときは、その超える部分の全部の買付けは行わないものとし、証券取引法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により株券の買付けにかかる受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果、1 単元（100 株）未満の株式数を生ずるときは、当該単元未満株式数の 10 の位を四捨五入して各応募株主からの買付株式数を計算します。この方法により計算した買付株式数の合計が買付予定総数に満たないときは、買付予定総数に達するまで、四捨五入の結果切り捨てられ株数の多い応募株主から順次、各応募株主につき 1 単元相当の応募株券の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主全員からこの方法により買付を行うと買付株式数の合計が買付予定総数を越えることとなる場合には、買付予定総数に達するまで、当該応募株主の中から抽選により買付けを行う株主を決定いたします。

あん分比例による計算の結果生ずる 1 単元未満の株式数の 10 の位を四捨五入して計算した買付株式数の合計が買付予定総数を越えるときは、買付予定総数に達するまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い株主から順次、各応募株主につき買付株式数を 1 単元減少させるものとします。ただし、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付株式数が買付予定総数を下回ることとなる場合には、買付予定総数に達するまで、当該応募株主の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定いたします。

(ロ) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ、第 2 号イないしチ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回を行うことがあります。また、令第 14 条第 1 項第 1 号フの定める公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定する事情として、公開買付期間中に対象者が新たに対象者株式について商法第 218 条に定める株式分割に関する取締役会決議を行い、かつ、かかる決議において平成 18 年 2 月 17 日（公開買付けにかかる決済の開始日）までの一定の日が同第 219 条第 1 項に定める「会社ノ定ムル一定ノ日」（いわゆる基準日）として定められた場合にも、本公開買付けの撤回を行うことがあります。撤回を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(ハ) 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時までに公開買付代理人の東京支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（解除書面）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、書面が公開買付期間末日の 15 時までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(ニ) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(ホ) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(ハ) 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4、及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(ト) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けの届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

該当事項はありません。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ドン・キホーテ

（東京都江戸川区北葛西四丁目 14 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本の額

(1) 会社の目的

1. 日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売
2. 家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理
3. 衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売
4. 自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工

5. 建築資材、塗料、木材、電気工事器具・工具、建築用工具の販売
 6. ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品の販売
 7. 玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売
 8. 医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売
 9. 貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売
 10. 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売
 11. 前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業
 12. 前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導
 13. 飲食店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター等の娯楽施設、遊技場の経営
 14. コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸
 15. 不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営
 16. 損害保険代理業、生命保険の募集業務
 17. 宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務
 18. 電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行
 19. 工業所有権、著作権等の無形財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用及び販売業
 20. 各種情報提供サービス業
 21. カタログ通信販売業
 22. 前各号に附帯する一切の業務
- (2) 事業の内容
- 公開買付者グループ（公開買付者及び公開買付者の関係会社）は、公開買付者、連結子会社4社、非連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、ディスカウントストア事業、テナント賃貸事業、その他事業（携帯電話の新規加入、機種変更手続きに関する及び携帯電話端末の販売等の代行業務、公開買付者グループの店舗開発及び不動産事業、システム開発及びインターネットを利用した総合サービスの提供等）を営んでおります。
- (3) 資本の額 11,440,956,783 円（平成 18 年 1 月 16 日現在）

以上